

検査対象自治体及び検査対象品目 (栽培／飼養管理が困難な品目群及び原木きのこ類)

栽培／飼養管理が困難な品目群の検査対象品目及びその対象自治体

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	□	□	□	○	○	○
	野生鳥獣の肉類	□	○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	□	□	□	○	□	□
基準値の1/2～基準値の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	○	○	□	○	□	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	はちみつ	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	海産魚種	—	□	—	□	—	○	○	×	×	○	×	—	—	—	×	×	—
	内水面魚種	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—

原木きのこ類の検査対象品目及びその対象自治体

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
	原木きのこ類	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間（平成28年4月1日から平成29年2月29日まで）の結果に基づき分類

- ：基準値（水産物においては基準値の1/2）超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの（基準値超過が検出されたものを除く。）。
- ：対象品目の管理の困難性（野生のきのこ類・山菜類等）、移動性（野生鳥獣の肉類）、出荷制限の設定状況（海産魚種）を考慮し検査が必要なもの。
- ▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
- －：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。
- ×：該当なし。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成28年度には、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過し、放射性物質の濃度が全体として低下していることもあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、検査対象自治体の見直しなどより合理的かつ効率的な検査のあり方について、消費者を含む関係者の意向を把握した上で検討を行いました。

これらの検討結果に基づき、栽培／飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化するとともに、これまでの検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限の解除の考え方等について見直しを行い、平成29年度現在では、図のような検査対象となっています。

栽培／飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に定めています。

原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を定めています。

本資料への収録日：平成30年2月28日